

ふるさと信州・環の住まい（環境共生と地域の産業循環に配慮した住宅）基本指針（案）

目次

第 1	総則	4
1	本県の住宅をめぐる現状と課題	
2	指針の目的	
3	ふるさと信州・環の住まいとは	
	(1) ふるさと信州・環の住まいとは	
	(2) ふるさと信州・環の住まいの定義	
4	指針の普及	
第 2	設計等の手順	6
1	前提条件の把握	
	(1) 自然条件や周辺の住環境等の状況	
	(2) 自然エネルギーの利用可能性	
	(3) 地域材等の利用可能性	
	(4) 住まい手の状況	
2	設計の目標や方針の設定	
3	設計	
	(1) 配置・外構計画	
	(2) 建物形状や間取りの計画	
	(3) 設備計画	
4	施工	
	(1) 廃棄物排出量の削減	
	(2) 省エネルギー	

5 維持・管理

6 解体・再利用

第3 整備方針 10

1 省エネルギーと自然エネルギー等の利用に配慮した住まいづくり

- (1) 省エネルギー
- (2) 自然エネルギーの利用
- (3) バイオマスエネルギーの利用

2 資源の循環利用を促進する住まいづくり

- (1) 再生可能資源の利用
- (2) 資源の消費削減
- (3) 資源の再使用・再生利用の促進
- (4) 水資源への配慮
- (5) 生活ごみの適正処理やりサイクルをしやすい工夫

3 地域の産業循環を促進する住まいづくり

- (1) 県産木材の利用
- (2) 県産建築資材の利用
- (3) 地元建設関係業者の活用

4 できるだけ長く使い続ける住まいづくり

- (1) 住宅の耐用性の向上
- (2) 誰もが利用しやすい工夫
- (3) 適切な維持・管理の促進

5 良好な住環境の創造に資する住まいづくり

- (1) 室内外の快適環境の確保
- (2) 地域の環境への配慮

6 ライフサイクルにおける環境負荷の低減とコストの削減を考慮した住まいづくり

- (1) 二酸化炭素排出量の削減
- (2) 環境負荷の低減とコストの削減の考慮

- (3) 住宅の具体的仕様と工事費の明確化
- (4) 消費者の安心度や満足度の向上

第4 基準 15

1 適用地域

2 構成

- (1) 基本事項
- (2) 選択事項

3 基本事項

- (1) 省エネルギー
- (2) 県産木材の利用
- (3) 住宅の長寿命化
- (4) バリアフリー化
- (5) 総合的な環境性能

4 選択事項

- (1) 省エネルギー性能の向上
- (2) 二酸化炭素排出量の積極的削減
- (3) 自然エネルギーの利用
- (4) 県産木材の積極的利用
- (5) 木質バイオマスエネルギーの利用
- (6) 維持管理をしやすい対策
- (7) 克雪対策

第1 総則

1 本県の住宅をめぐる現状と課題

少子高齢化社会を向かえ、人口が減少していく本県においては、自然環境や地域特性を踏まえた豊かな住環境を創出し、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

このため、私たちには、住まいづくりにおいても「良いものを作ってきちんと手入れして長く大切に使う」ことを心がけ、家族や世代を超えた社会の資産として活用していく責任があります。

環境の面からは、顕在化する地球温暖化などを背景に、環境に対する人々の意識が高まっているものの、生活の利便性の向上などに伴い、本県の家庭部門におけるCO₂排出量が増加している現状から、住宅における省CO₂や省エネルギーの取組を積極的に講じていくことが求められています。

地域資源の活用については、県産木材を利用した住宅が増加するなど、住宅分野における地産地消は進みつつあります。地域資源の需要は、今後も増加するものと見込まれますが、資源や産業の地域循環の促進の観点のみならず、地球温暖化防止の観点などからも、これらの利用を引続き積極的に推進する必要があります。

地域の住環境を地域で守っていくためには、本県の酷暑と厳寒のいずれにも対応できる高い技術力の確保と商品力の向上などにより、地場工務店の競争力を強化することが必要です。

また、県産の木材や建材を積極的に利用することなどにより、地域産業の活性化を図り、地域の産業循環を一層促進することが必要です。

2 指針の目的

本指針により、本県の住宅の目標像とすべき「地球環境への負荷の軽減と県産木材活用などによる地域の産業循環を考慮し、信州の気候や風土に適合した質の高い魅力的な木造住宅」を提示し、その実現に向けて誘導することにより、県民の豊かな住環境を創出し、次の世代に引き継いでいくことを目的としています。

3 ふるさと信州・環の住まいとは

(1) ふるさと信州・環の住まいとは

本指針の目的を踏まえ、県民の豊かな住環境を創出するための住宅における「環境共生」と「地域の産業循環の促進」への取組みを「環」と表し、本県の住宅の目標像を「ふるさと信州・環の住まい」と名づけました。

(2) ふるさと信州・環^わの住まいの定義

「ふるさと信州・環^わの住まい」とは、この指針に掲げる整備方針および基準に沿って、次の要件を満たすものとします。

ア 信州の気候条件や地域特性などの住宅の立地条件や住まい方に応じて、自然エネルギーを有効に利用し、建物と設備機器の設計や選択に注意を払っていること。

イ 通年で快適な生活環境を確保できるよう、居住性や利便性の水準を向上させるものであること。

ウ 建設時の工夫や長寿命化などにより、建物の建設からその役割を終えて解体するまでの間の二酸化炭素排出量とコストの削減を図るものであること。

エ 地域の材料を積極的に活用することなどにより地域の資源や産業の循環に資するものであること。

オ 長野県住生活基本計画および長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針に掲げる目標の達成に資する木造住宅であること。

カ 長野県地球温暖化防止県民計画における家庭部門の削減目標の達成に資するものであること。

キ 家族や世代を超えた社会の資産となる良質な住宅であること。

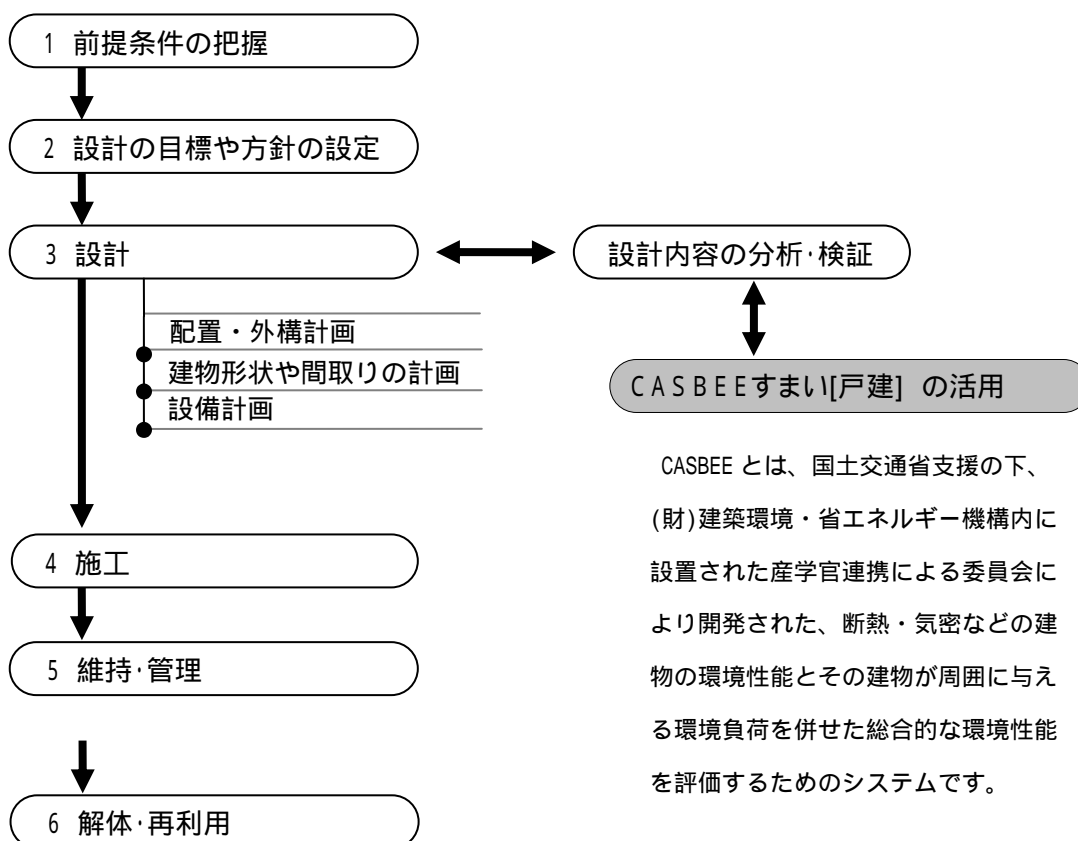
4 指針の普及

県は、指針を具体化する方策を検討するとともに、県民、事業者および市町村に対して、指針の普及に努めるものとします。

第2 設計等の手順

計画や工事から維持・管理や解体までそれぞれの段階に応じ、環境や地域の産業循環に配慮した住宅づくりに積極的に取り組むことにより、さまざまな工夫や配慮を適切に行うことができます。

ここでは、設計から解体までのそれぞれの段階で留意すべき点を示します。



1 前提条件の把握

(1) 自然条件や周辺の住環境等の状況

地形、気象条件、植生、まちなみ、建物の意匠や色彩等、敷地や周辺地域の自然条件や住環境等の状況を十分調査し、その特性や特徴を整理します。

(2) 自然エネルギーの利用可能性

敷地における自然エネルギーの利用可能性を把握するため、地域の卓越風、日射量、敷地周辺の建物集密度、環境阻害要因等の有無を調査・整理します。

(3) 地域材等の利用可能性

地域を特徴付ける材料、地域で生産された建材、リサイクル製品等の有無や入手の難易度等を調査・整理します。

(4) 住まい手の状況

家族構成や予算などの顕在的な状況のほか、住まい手の自然との関わり方や快適性に対する考え方など、環境共生や地域の産業循環を促進するための設計の目標や方針の決定に影響する潜在的な状況も把握するよう努めます。

2 設計の目標や方針の設定

計画の初期段階における配慮を欠いたために、利用することが望ましい技術の適用が難しくなったり、導入した技術による効果が期待どおりに現れないことがあります。

このようなことを無くすため、把握した前提条件を踏まえ、自然エネルギーの活用や導入技術の採用優先度を定めるなど、あらかじめ、設計しようとする住宅の目標や方針を設定することが重要です。

この際、環境や地域の産業循環の促進などに対する貢献度に加えて、イニシャルコストやランニングコストなど費用の面にも配慮が必要です。

3 設計

自然エネルギーの効果的な利用、地域材等の積極的な利用を実現しながら、住まい手の状況に応じた設計をするためには、把握した条件を踏まえ、設定した目標や方針に沿って適切な配慮をすることが必要です。

ここでは、設計内容の区分ごとに、配慮事項の例を示します。

(1) 配置・外構計画

ア 風の利用

(ア) 風上側への庭の確保および風下側への適度な空地の確保

(イ) 流入空気温度の上昇を抑えるための流入開口部風上への植栽等の工夫

イ 昼光の利用

(ア) 良好な光環境を得るための建物後退距離の確保

(イ) 季節に応じた日射の遮蔽と取得を考慮した建物配置と庭木の配置

ウ 適切な屋外設備計画

風向や日射、敷地周辺への支障を考慮した屋外設備スペース（室外機、貯湯タンク、浄化槽等）の配置

エ 地域性の考慮等

(ア) 地域の植生に応じた樹種の選定

(イ) 利用可能な地域材等を踏まえた材料選定

(ウ) 発生した残土の外構利用等の残土量の最適化

(2) 建物形状や間取りの計画

ア 省エネルギーと省資源

エネルギー効率を高めるための不要な外壁の伸長や建物の不整形化の回避

イ 風の利用

(ア) 通風を確保したい居室の風上側配置

(イ) 必要な通風経路の確保

(ウ) 開放状態で使いやすい引戸形式の建具の採用

ウ 昼光の利用等

(ア) 太陽光発電システムや太陽熱給湯システムを導入しやすい屋根形状の工夫

(イ) 開口部の配置と形状選定におけるプライバシーの確保（外部騒音、隣接建物の開口部位置の考慮等）および昼光の有効利用

エ 地域性の考慮等

(ア) 建物密集度が高い場合や、多湿や多雪の地域における主要居室の2階配置

(イ) 利用可能な地域材等を踏まえた材料選定

オ 維持・管理の考慮

点検や交換等の維持・管理の考慮

(3) 設備計画

ア 省エネルギーと省資源

(ア) 設備の適切な設置位置、設置スペースの確保

(イ) 配管経路の短縮化

イ 地域性の考慮

利用可能な地域建材等を踏まえた材料選定

ウ 維持・管理の考慮

設備の維持・管理に支障のない機器等の設置、点検や交換への考慮

4 施工

住宅建設に伴う資材使用量や廃棄物排出量の減量化、建設副産物の再資源化をするとともに、廃棄物の適正処分が必要です。

また、施工にあたっては、省エネルギーに努めることが必要です。

ここでは、施工にあたり配慮が必要な主な事項を示します。

(1) 廃棄物排出量の削減

ア 工場で製造・加工した建材や部材の有効利用

イ 現場加工による廃棄物発生量の最適化

ウ 簡易梱包や反復使用できる梱包材の利用

(2) 省エネルギー

省エネルギー型の建設機械の導入や効率的な施工方法の採用

5 維持・管理

住宅の長寿命化を実現するためには、良いものを作って手入れして長く大切に使うことが重要です。

このため、維持・管理にあたっては、1から4に掲げる事項に留意するとともに、住まい手が、適切な維持・管理を継続するための情報提供などの支援を継続的に行うことが必要です。

また、不具合が生じたり、改修が必要となった際に、適切な対応ができるよう、設計図書、施工記録、仕様等の住宅の基本情報と建物の維持・管理の履歴の管理をすることが必要です。

6 解体・再利用

住宅の基本情報と維持・管理の履歴の活用などにより、計画的に、解体材の再利用や再資源化、廃棄物排出量の減量化に努めるとともに、廃棄物を適正に処分することが必要です。

また、施工にあたっては、省エネルギーに努めることが必要です。

第3 整備方針

「ふるさと信州・環の住まい」の実現に向けて、住まい手や作り手をはじめ、建設からその役割を終えて解体するまでの間にその住宅に関わるすべての関係者が、基本的な視点と考え方を共有することが重要です。

このため、「ふるさと信州・環の住まい」の整備の方針を示します。

1 省エネルギーと自然エネルギー等の利用に配慮した住まいづくり

(1) 省エネルギー

ア 配置・形状・外構の工夫

敷地およびその周辺の良い環境を形成するとともに、季節ごとの日射量や風向きを考慮し、日照や通風を十分利用できるよう、配置計画や外構計画を行う。

イ 屋根、外壁等の工夫

屋根、外壁、開口部、基礎等に適切な断熱・気密性を確保することや、季節に応じて日射を適切に調整することができる庇の設置等により、冷暖房による環境負荷の低減を図る。

ウ 高効率型機器の採用等

冷暖房設備、給湯設備等は、エネルギー効率の高いものを導入するとともに、配管経路や凍結防止の方法を適切なものとする。

(2) 自然エネルギーの利用

ア 太陽エネルギーの利用

- (ア) 太陽の光や熱を建築的な工夫により活用し、エネルギー消費量の削減を図る。
- (イ) 太陽の光や熱を、発電や給湯・暖房に利用するよう努める。

イ 風力等の利用

風力、河川水等を機械動力や発電、冷暖房等に利用するよう努める。

(3) バイオマスエネルギーの利用

木質バイオマスエネルギーを暖房に用いるなど、積極的に利用するよう努める。

2 資源の循環利用を促進する住まいづくり

(1) 再生可能資源の利用

木材等の再生可能資源を、積極的に利用する。

(2) 資源の消費削減

ア 工法等の改善・工夫

工法等の改善・工夫により、容易に再生できない資源を原材料とする資材の量や、使い捨て材、残材、残土等をできる限り少なくし、省資源と廃棄物排出量の削減をするとともに、やむを得ず発生したものは、再使用や再生利用により減量化に努め、適正な処理を行う。

また、省エネルギー型の施工方法を採用するよう努める。

イ 地球環境への負荷が少ない資材の使用

採取や生産、輸送、廃棄のために必要なエネルギーが少ないなど、地球環境への負荷の少ない資材を採用するよう努める。

(3) 資源の再使用・再生利用の促進

資材を選択する際には、信州リサイクル認定制度による認定品などのリサイクル資材や再生部品、使用後に再使用、再生利用が行いやすい資材の採用に努める。

(4) 水資源への配慮

ア 雨水の利用

雨水を貯留し、住宅内の雑用水や植栽への水やりなどへの利用を図る。

イ 節水型設備機器の採用

水栓、便器等に節水型設備機器を採用するよう努める。

(5) 生活ごみの適正処理やリサイクルをしやすい工夫

生活ごみの分別や保管のためのスペースを設けるなど、ごみの分別やリサイクルをしやすい間取りとする。

生ごみ処理機の導入等、生ごみ等の有機系ごみの減容、堆肥化の促進に努める。

3 地域の産業循環を促進する住まいづくり

(1) 県産木材の利用

環境への負荷が少なく、地域の産業循環の促進に資する県産木材を、積極的に利用す

る。

利用にあたっては、森林の持つ多面的機能の発揮に資するよう、様々な樹種を適切に利用するよう努める。

(2) 県産建築資材の利用

環境への負荷が少なく、地域の産業循環の促進に資する県産建築資材（県内の工場等で生産、製造された建築資材）を積極的に利用する。

(3) 地元建設関係業者の活用

地域の住宅産業の活性化と雇用の確保を図るため、地元の建設関係業者を積極的に活用する。

4 できるだけ長く使い続ける住まいづくり

(1) 住宅の耐用性の向上

ア 耐久性の高い工法、材料等の採用

構造躯体等について、耐久性の高い工法や材料等の採用に努める。

イ 将来の更新の容易性

間仕切り、内外装材や設備等は、維持・管理がしやすく、また将来の更新にも配慮したものとする。

(2) 誰もが利用しやすい工夫

通路および出入口の幅員の確保、一体的な利用が想定される部分における段差の解消などの措置を講じる。

年齢や身体的な特徴等に影響されない、誰もが利用しやすい意匠（ユニバーサルデザイン）とするように努める。

(3) 適切な維持・管理の促進

ア 住宅履歴情報の整備

適切な維持・管理計画を策定するとともに、建築段階、維持・管理段階における設計図書や点検・補修記録等の住宅履歴情報の整備に努める。

イ 適時適切な修繕・改修

居住者の生活の変化に対応しつつ、良好な社会の資産として維持するため、適時適

切な修繕・改修を行う。

5 良好な住環境の創造に資する住まいづくり

(1) 室内外の快適環境の確保

ア 防露・防かびへの配慮

居室の通気・換気性を確保し、また調湿機能を持つ素材を活用すること等によって、結露やかび等の発生を防止する。

イ 室内空気汚染の防止

内装材や防腐・防蟻剤等は、人体に有害な化学物質をできるだけ含まないものを使用するとともに、適切な換気性能を確保する。

ウ 敷地内緑化等の推進

外構の緑化や水面、土面への配慮により、敷地の快適な環境を形成し、地域の良好な環境の形成に資するよう努める。

(2) 地域の環境への配慮

ア 動植物の生息・生育環境の保全・再生

(ア) 既存の地形や植生を活かし、地域の動植物の生息・生育環境の保全に配慮する。

(イ) 地域の植生を考慮した植栽などにより、地域の動植物の生息・生育環境の再生や創出に努める。

イ まちなみや景観との調和

(ア) 地域の景観に配慮するとともに、現状の植生や地形を活かした建物形状、外構計画とする。

(イ) 地域の資源や材料を活用することなどにより、まちなみや景観との調和に努める。

(ウ) 景観育成住民協定等の地域独自の景観に関する取決めを遵守する。

ウ 良好な地域社会の形成への配慮

近隣への良好な通風や日照、防犯性の向上のための見通しの確保等の配慮を通じ、地域全体の住環境の向上に努めることにより、良好な地域社会の形成に資するよう努める。

エ 地域独自の課題への対応

南北に長く高低差も大きい本県は、地域により気候も様々であるため、いずれの地域においても快適な住環境を実現できるよう、克雪等の地域独自の課題への積極的な対応に努める。

6 ライフサイクルにおける環境負荷の低減とコストの削減を考慮した住まいづくり

(1) 二酸化炭素排出量の削減

長野県地球温暖化防止県民計画の削減目標の達成に向けて、住宅の建設からその役割を終えて解体するまでの間の二酸化炭素排出量（以下「ライフサイクルCO₂」という。）の削減に努める。

(2) 環境負荷の低減とコストの削減の考慮

ライフサイクルCO₂削減等の環境負荷の低減とコストの削減を考慮し、最小のコストで最大の環境負荷の低減を実現するよう努める。

(3) 住宅の具体的仕様と工事費の明確化

環境負荷とコストの最適な均衡を得るため、環境性能を含む住宅の具体的な仕様とその工事費を消費者が容易に理解できるよう努める。

(4) 消費者の安心度や満足度の向上

住宅の具体的仕様と工事費の明確化を行うことにより、良質な住宅を適切な価格で提供するなど、消費者の安心度や満足度の向上に努める。

第4 基準

第3の整備方針を踏まえ、「ふるさと信州・環の住まい」が備えるべき具体的基準は、次のとおりとします。

1 適用地域

本基準の適用地域は、長野県全域とする。

2 構成

本基準の構成は、以下のとおりとする。

(1) 基本事項

ふるさと信州・環の住まいとして必ず確保すべき事項

(2) 選択事項

ふるさと信州・環の住まいとして確保することが望ましい事項

3 基本事項

以下の条件をすべて満たすものとする。

(1) 省エネルギー

C A S B E E -すまい（戸建）の採点基準「 Q_H 1.1.1.1 断熱・気密性能の確保」におけるレベル5を満たすこと。

(2) 県産木材の利用

信州木材認証製品センターによる認証を受けた材等の県産木材の使用量が、アおよびイに掲げる工法ごとに、それぞれの(ア)および(イ)に掲げる率および数量以上であること。

ア 土台、柱、壁、小屋組および横架材等を木造とした軸組み工法の住宅

(ア) 工事で使用する木材の50%または延べ床面積1㎡あたり0.1㎡³

(イ) 12㎡³

イ ア以外の住宅

(ア) 工事で使用する木材の50%かつ延べ床面積1㎡あたり0.1㎡³

(イ) 12㎡³

(3) 住宅の長寿命化

C A S B E E -すまい（戸建）の採点基準「 Q_H 2.1.1 躯体」におけるレベル4を満たすこと。

(4) バリアフリー化

C A S B E E -すまい（戸建）の採点基準「 Q_H 2.3.2 バリアフリー対応」におけるレベル4を満たすこと。

(5) 総合的な環境性能

C A S B E E -すまい（戸建）によるランクが、A以上であること。

4 選択事項

基本事項を満たした上で、個々の与条件や要求条件に応じ、次の中から3項目以上を選択する。

(1) 省エネルギー性能の向上

熱損失係数が、アからウまでに掲げる地域の区分ごとに、それぞれアからウまでに掲げる数値以下であること。

ア 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等および特定建築物の所有者の判断基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）の別表第1（イおよびウにおいて「別表第1」という。）に掲げる地域の区分 1 . 5

イ 別表第1に掲げる地域の区分 1 . 9

ウ 別表第1に掲げる地域の区分 2 . 1

(2) 二酸化炭素排出量の積極的削減

C A S B E E -すまい（戸建）の採点基準「 $L R_H$ 3.1 地球温暖化への配慮」におけるレベル5を満たすこと。

(3) 自然エネルギーの利用

次に掲げるいずれかの自然エネルギー活用システムを設置すること。

ア 蓄熱体等を用いて太陽エネルギーを有効に利用することにより、暖房等に使用するエネルギーを低減するシステム（パッシブソーラーシステム）

イ システム容量 3KW以上の太陽光発電システム

ウ 集熱面積 4m²以上の太陽熱利用給湯システム

(4) 県産木材の積極的利用

信州木材認証製品センターによる認証を受けた材等の県産木材の使用量が、アおよびイに掲げる工法ごとに、それぞれの(ア)および(イ)に掲げる率および数量以上であること。

ア 土台、柱、壁、小屋組および横架材等を木造とした軸組み工法の住宅

(ア) 工事で使用する木材の70%または延べ床面積1㎡あたり0.14㎡

(イ) 17㎡

イ ア以外の住宅

(ア) 工事で使用する木材の70%かつ延べ床面積1㎡あたり0.14㎡

(イ) 17㎡

(5) 木質バイオマスエネルギーの利用

薪ストーブ、木質ペレットストーブ等の木質バイオマスエネルギーを利用する機器を、主たる暖房器具として設置すること。

(6) 維持管理をしやすい対策

アおよびイに掲げる対策を講じること。

ア 住宅の基本情報（設計図書、施工記録、仕様等）および建物の維持管理履歴が管理され、住宅に不具合が生じた際に追跡調査できる体制があること。

イ CASBEE-すまい（戸建）の採点基準「QH2.2.1 維持管理のしやすさ」におけるレベル3を満たすこと。

(7) 克雪対策

次のいずれかの仕様とすること。

ア 融雪型

屋根に電熱、温水、温風、ヒートパイプ等による融雪装置を設置すること。

イ 自然落雪型

屋根の構造、勾配等により自然に落雪させ、敷地内に落雪スペース等を設置すること。